

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会
第14回社会資本メンテナンス戦略小委員会（第2期第5回）

平成26年10月8日

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 定刻となりました。ただいまより第14回社会資本メンテナンス戦略小委員会、第2期の第5回目になりますが、これを開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長の山内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。

本日は冒頭カメラ撮りがございますので、冒頭カメラ撮りを希望された報道関係の方々にご撮影をお願いいたします。

本日の委員会の出席状況でございますが、17名の委員中、ただいま10名の方がご出席されておまして、横田委員におかれましては、少々遅れているようでございます。総数の過半数を満たしておりますので、社会資本整備審議会令9条第3項及び交通政策審議会令第8条第3項に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

本日の参加者のご紹介につきましては、お手元の配席表にて代えさせていただきます。

それでは開催に当たりまして、技監より、一言ご挨拶を申し上げます。

【徳山技監】 技監の徳山でございます。本日は委員の先生方、お集まりをたまわりまして、誠にありがとうございます。10月の声を聞きますと、かなり慌ただしい感じになってきております。

臨時国会、私どもにとってはスタートして、今日も予算委員会やっております。予算編成も、経済財政諮問会議の議論も本格化をし始めて、いよいよ臨戦態勢と言いますか、予算編成も真只中な感じに、これからなっております。

広島のおあいう土砂災害を受けまして、土砂法の改正を、この臨時国会でお願いをしようということも進んでおりますし、最近では御嶽山のおあいう噴火もございまして、防災・減災という面でも、改めて新しいステージに向けた考え方を年内にもまとめていこうと。こんなこともございます。地方再生もございます。

そういう大きな柱と並んで、笹子トンネルで注意喚起を受けて以降、メンテナンスという問題、これも待たなしでございまして、大変厄介になっております。この委員会では、まず前半として、12月に、今後の社会資本の維持管理、更新のあり方という提言をいただきました。

それ以降、第2期として4つのテーマを、これも本当にいつも時間のない中でお答えをいただくという、大変忙しい進め方で大変お世話になっておりますけれども、1つ目の民間資格の登録制度につきまして、8月に緊急提言をいただきました。国交省としては、来年度からの民間資格の活用に向けて、現在作業を進めております。

本日の委員会は前回に引き続きまして、維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策についてご議論をいただきます。特に今回は、既にご議論いただいた中を参考にさせていただきまして、提言骨子の案というものをとりまとめております。これにつきましてご議論いただきまして、すみやかに提言という形まで持ち込ませていただきたいと思いますと思っております。

どうぞよろしく願いをいたします。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 さて議事に入ります前に、当委員会の会議及び議事録の公開についての確認をさせていただきます。本日の議事は、「維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策について」でございます。議事につきましては、審議会運営規則に基づき、公開することといたしますので、ご承知おきくださいますよう、お願いを申し上げます。

冒頭カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思えます。

それではお手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。議事次第、そして委員名簿、配席表、資料の1、2、3、そして参考資料でございます。資料に不備等ございましたら、事務局にお申しつけをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは議事に移らせていただきます。家田委員長に議事の進行をお願いいたします。

【家田委員長】 お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。これから議事に入らせていただきます。

お手元の次第のところにありますように、本日の話題は「維持管理を円滑に行うための体制・地方公共団体等の支援方策」ということでございます。いろいろ、先ほど技監からお話あったように、いろんなことを詰めてきたわけですが、いよいよ非常に大物って言いますか、ある意味難物って言いますか、これを解決しなきゃどうにもしょうがないという、こういう本丸に近づいてきたなという感じがするわけでございます。

多面的な話題が今日も出てくるわけですが、私が考えるところ、大体4つくらいが柱かなと思っているところでございます。

まず第1は、個々の自治体そのものではなかなか難しいようなところも、横に連携したり、あるいは縦に連携かもしれません、より広い体制を作ることによって、何とか実行できるようにしたいねという、その辺の話。

2つ目が、実作業を担うのは、必ずしも行政マンだけじゃないわけであって、民間団体、民間の企業等々がやるわけですね。その体制がしっかりしてなきゃ、行政だけ整ったって実行はできませんからね。そういった民間の企業のほうの体制の問題、これが2つ目。

それから3つ目は、もうちょっと個人的なところにもなるかもしれませんが、自治体の人材を、特に技術者的な意味での人材を育成し、あるいは支援していくという面。

それから最後、4点目が、技術的な、あるいは事業的な支援を都道府県なり、国なりがどういうふうに行うかと。こんなようなところが柱じゃないかなと思いますが、今日も大体、そういうテーマがありますので、やっぱり繰り返しになりますが、ここが本丸かと思

いますので、是非皆さん方に一歩進んだお話、難しくても結構なので、どうぞ先を見て、どンドンいいご提案をいただけたらと思うところでございます。

それでは、さっそく議事に入ります。お手元に資料が1、2、3、それから参考資料とありますけど、まず資料1につきまして、事務局よりご説明をいただきたいと思えます。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 事務局をさせていただきます佐藤でございます。

まず10月1日付けで水管理・国土保全局の治水課より、こちら、事業総括調整官、勢田の後任でまいりました。この委員会は初めて参加させていただきますが、引き続きよろしく願いいたします。それでは座らせていただきます。

資料1でございますが、前回の委員会でいただいた主な意見と、その対応ということで整理をさせていただきます。

まず1ページ目でございますが、まず都道府県の位置づけ、役割が不明確だというご意見を、主に臼井委員、小林委員からいただいております。

また中込委員からは、その共助の重要性、さらに滝沢委員からは共同処理の際の支援の必要性のご意見。また技術者名簿の活用については、滝沢委員からもご意見をいただいておりますが、これは後ほど、先ほど委員長からもお話がございましたけども、提言のとりまとめの骨子のほうで、どういうふうにさせていただくかという形で説明をさせていただければと思えます。

また福岡委員からは、直轄事業でない下水道について、市町村が元気の出るひな形を提示すべきというご意見をいただいております。

さらに家田委員からは、メンテナンスに軸足を置いた建設作業の再構築、福岡委員からは「学」の役割について意見をいただいております。

次に2ページ目でございますが、2ページ目につきましては、主にデータベース化の議論についてご意見をいただいております。これにつきましては、3つ目のテーマでございます「情報の共有化、見える化」のとりまとめの際に、参考にさせていただきます。またとりまとめていきたいと思えますので、今日は、この件についてはご説明を省略させていただきます。

最初に資料1、3ページ目以降でございますけども、前回、福岡委員からご指摘のございました下水道、直轄事業ではない分野について、市町村がどういうふうに出るようになり込むのか。これにつきましては、下水道部下水道事業課長のほうからご説明いたします。よろしくお願ひします。

【水管理・国土保全局 増田下水道事業課長】 下水道事業課長でございます。それでは説明をさせていただきます。

資料の3ページのほうでございますが、前回ご指摘いただきましたように、下水道は直轄がございませんが、それ以外にもいくつか特性があるというふうに思っております。3ページのほうでございますけれども、下水道は昭和40年代から一気に整備を進めておりますが、着手は大都市から順次地方に、中小都市へと広がってございまして、市町村

ごとに施設の老朽化の度合い等はさまざまであるということでございます。

また下水道は管路と処理場というのが一体として機能して、初めて役割を発揮するインフラであるという中で、処理場につきましては、人がいらっしゃいます。運転管理をしている方々が、日々施設をご覧いただいていると。一方で管路につきましては、道路下で常に監視ができない、さらには小口径の管は中に入ることもしない。こういう特性があるというふうに考えております。

さらに、この維持管理をやる主要な財源というものは、使用料収入であるというところも大きな特徴であるというふうに思っております、管理者であります市町村においては、施設管理だけではなくて、経営感覚というものが要求されるということになるかと思いません。

従いまして、管理者が自らの判断でヒト・モノ・カネ、これを一体的なマネジメントとして行っていただく。そして持続的な事業運営を行うことが下水道においては、目指すべき姿であるというふうに思っております、その管理者を産学官全体で応援をする仕組みというものが大事だというふうに考えております。

4ページのほうをご覧いただきたいと思えます。4ページの真ん中のほうにポンチ絵を書いてございますけれども、ここにはメンテナンスサイクルと書いてありますが、まさに、このマネジメントのサイクルというものを回して、そして段階的に改善をしていくと。

そのために必要な要素であります、例えばデータベースの構築でありますとか、維持管理基準の策定、さらに計画制度の創設、さらに技術開発及びその目標設定、こういったことにつきましては、今日お集まりの先生方、専門分野の先生方のご助言をいただきつつ、勉強しながら、事業を所管する国が事業全体のマネジメントと併せて実施をしていきたいと。これが下のほうの、ピンク色で国の役割と書いてございますが、こういったところを、下水道の場合は直轄がない中で、国が担っていくのかなというふうに考えております。

一方で、事業実施体制の補完ということにつきましては、この下の表にありますように、1つは、やはり技術者のプール機関であります日本下水道事業団がございます。さらに民間事業者も、かなりの実体的な委託を受けて仕事をしております。こういったところが役割分担をしつつ、ヒトの観点からも広域化を図って、地方に人材を確保していくという形を、みんなで応援をしていくということが重要だというふうに考えております、このスキームを、事業主体である市町村が元気の出る、その形のポイントとして、国のほうで制度設計をしっかりと作っていきたくと。このように考えておるところでございます。

説明のほうは以上でございます。

【家田委員長】 どうもありがとうございました。

それじゃあ、ただいまの資料1につきまして、前半のほうはどういうふうに反映するかというのは、これからの資料に出てくるから、そのときだということにさせてもらって、今の下水について、加えてご質問やコメント等がありましたらお願いしたいと思えます。これは福岡先生からのご発案で、ちょっと説明してもらったのですが、先生どうでしょ

うか。

【福岡委員】 福岡です。ありがとうございました。説明もわかりましたし、これで結構ですが、あとの資料2で出てくる、資料2の1ページ目、国と都道府県の役割の考え方で書いてあって、これはこれでいいと思います。

しかし下水道の場合は、国と地方がこういう鉛直構造じゃなくて、もう少し水平な構造をしています。すなわち市町村が非常に重要な役割をしていて、国、県はいろいろ技術的にサポートするというので、つまり鉛直構造というのが、道路等では非常にいいと思うのですけれども、下水道の場合は、こういう絵でいいのかなというのが、私の質問の趣旨でした。この辺を少しお考えになったらどうですかというつもりで申し上げました。それが最終的に反映されれば何ら問題ありませんので、よろしくをお願いします。

【家田委員長】 いかがですか、そういう面で。ちょっと次の資料2の図ではございますけども。

【水管理・国土保全局 増田下水道事業課長】 やはり直轄の場合は、高度な技術力というのが国のほうに蓄積をされているということで。われわれ、事業自体を、国は直接実施をしておりませんので、やはり1つは、地方公共団体の中で、そういった技術の、もちろん研究開発とか、こういった部分は国の国総研含めてしっかりと担っていくべきだと思いますけれども、現場での技術ということに関しては、やはり一体として、公共団体の中でしっかりと。それが1の公共団体でできなければ、まさに水平連携なりという形を取っていただく中で、プールをしていっていただくと。そんな水平的な、フラットな仕組みを作っていけばいいなど。その制度設計は、国のほうがしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

【家田委員長】 ありがとうございます。それじゃあ、また資料2のときにご発言いただくようにしましょうかね。よろしいでしょうか。

他にはいかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続きまして本日のメインディッシュでありますけども、資料2と資料3をまとめてご説明でよろしいですか。はい、お願いします。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 引き続きまして、提言の骨子案について説明いたします。主に資料3の提言の骨子のほうをご覧いただきながら、適宜資料2のほうを使いながらご説明させていただければと思います。

まず資料3でございます。まず提言の標題でございます。今後、市町村の抱える多数のインフラが急激に老朽化していくということで、今まで経験したことがない、新しい整理が入っていくわけでございますが、短期はもとより、中長期的な観点からも持続可能な維持管理体制をどう構築していくかという趣旨で、仮に「サステイナブルな維持管理体制の構築」というふうにさせていただいております。実質的な内容はこれから、委員長がおっしゃられるような4点、主に4点になると思うのですけども、こういうものについて書き入れるわけですけども、この標題についてもご議論いただければと思います。

次に提言の大きな枠組みでございます。1 ページ目には背景という形で、背景のほうを記載させていただいております、2 ページ目以降が今後行うべき具体の考え方という形で整理をさせていただいております。

その中でも大きく2つに分かれまして、先般、都道府県の役割についてのご議論がございましたが、各主体の役割の考え方というものと、具体的なアクションである具体的取り組みの考え方の2つに分けさせていただいております。

その中に、さらに大きく市町村の体制の強化と、もう1つ、特に都道府県等による技術的判断の支援及び代行の実施という形で、委員長にご指摘いただいた4つの点のうちの上から3つのほうは、大体、この最初の市町村の体制の強化の中で書かせていただいているのではないかと考えているのですが、さらに、これを維持管理の共同処理体制の推進、②で技術者派遣の仕組みの構築、③で点検・診断、補修・修繕、民間企業への包括委託の推進として、さらに(2)のほうの技術的助言のほうを取り出しまして、④、⑤として、体系的な助言・代行の仕組みということと、重ねて⑤として、緊急的な対応という形での整理とさせていただいております。

戻りまして1 ページ目でございますが、まず背景でございます。最初の項からですが、適切に維持管理を行うことは、活力ある地域社会を実現するために不可欠ということと、さらに背景でございますが、河川法、港湾法など、新たに維持管理にかかる規定を法制化して技術基準を定めるなど、移行がスタートしたということ。一方では、市町村のほうは厳しい状況が続いているということ。さらに老朽化の中で言えば、部分的な補修だけではなく、大規模な補修等、いろんなことが想定されてくるということでございますが、このような状況に応じてなんですけれども、1つの市町村や都道府県単位で見た場合には、それぞれ発生の度合いとか件数を見た場合に、技術的なノウハウに、蓄積に限界があるということもあって、やはり全国の事象に精通している国も対応する必要があるということを書かせていただいて、そのうえで市町村が施設管理者としての責任を果たすことができるよう、国、都道府県、市町村、加えて民間業者、学識者が、適切な役割分担のもと、総力戦で対応していく必要があるというふうにとまとめさせていただいております。

本委員会では、主に市町村の支援の今後の方向性を審議いただいて、かつ、このことが都道府県の多くの施設を管理する分野においても、国とか都道府県との関係として参考になるという形で、背景のほうをまとめさせていただいております。

続きまして、今後行うべき取り組みの考え方でございます。まず、最初の項で、今まで国として実施をしてきたマニュアルの整備、研修の充実・強化などを実施してきているところではありますが、これに加えて、下記の取り組みを実施すべきという形でございます。

各主体の役割の考え方で、それぞれ、ここに都道府県、市町村、民間企業、学識者という形で5つ、5項目書かせていただいております。

まず国はインフラの所管者として、市町村における維持管理体制の構築のための制度や仕組みを構築するというのと、あと国が直轄部隊として持っている場合ですけども、そ

の場合には、やはり全国の事象に精通した管理者として有する高度な技術や幅広い知見を用いて、支援を行う立場であるという整理をさせていただいています。

都道府県につきましてですけれども、これにつきましては、少し資料2のほうの5ページ目のほうに市町村の位置づけを少し、地方自治法の条文のほうを抜粋してございますが、都道府県は市町村を包括する地方公共団体であり、事務の処理について、こちらのほうでは、資料のほうの下の丸でございますけれども、例えば協議会ですとか、ここには全部載せていませんが、一部事務組合、広域連合、今回、新たに制度化された連携協約などについて、最終的には都道府県知事が、必要があれば市町村のほうにこういう協議会なりを作ってくださいということを勧告できる立場にあるということですので、やはりそういう意味で言いますと、やはり市町村に対する指導的役割を担っているということでもあります。

ですので、都道府県につきましては、原則として市町村に対する窓口ということと、あとは国が作る、あとで説明いたしますが、ガイドラインに基づき、市町村が共同処理体制を構築する場合に、国と連携して助言・調整といった体制構築の支援を行うことが期待されるというまとめ方をさせていただいております。

続いて、市町村の役割ですけれども、やはり市町村につきましても、多くのインフラを管理する責任主体として、単独、共同にかかわらず、適切な維持管理体制を構築する責務があるというふうにまとめさせていただいております。

次に民間企業でございます。特にメンテナンスにつきましては、前回まとめさせていただいた長寿命化計画の中で、推計でもありますとおり、25年度の維持管理費が3.6兆円に対し、20年後には最大1.5倍ぐらいの、推計図を示させていただきましたけれども、やはりメンテナンスについては、今後右上がりにその対象施設が増大するという、従来以上に大規模または高度な技術が必要な修繕が増大することが想定されることから、メンテナンスに軸足を置いた建設産業の活性化が期待されると。

特に民間企業者は従前の、そういう点検・診断、補修と修繕を担うという役割に加えて、メンテナンスの効率化、高度化のための先進的な技術開発の取り組みなど、新たな役割が期待されるというふうにまとめさせていただいております。

さらに学識者につきましては、研究を通じてメンテナンス体制の高度化に貢献されることが期待されるという形で、学の役割も記載させていただいているところです。

この役割分担を踏まえまして、次に市町村の体制強化でございますが、先ほどの資料2のほうの1ページ目に戻っていただきまして、全体を俯瞰しながら、少しイメージを追っていただければと思います。

左側のピラミッドは、前回もお示しさせていただいた絵でございますけれども、これは都道府県なり市町村が管理するインフラ施設全体ですけれども、下のほうの部分につきましては、市町村が技術的にも自ら、助言なしでも対応できる部分、それより上部につきましては、国、都道府県なりに助言なり、最終的には、非常に高度なものは代行ということもあると思うのですが、そういうものが必要なものという形で、その国と都道府県の線

の引き方でございますけども、ここについては、都道府県、国のどちらの技術力が高いかというよりは、社会的な重要性かつ、やはり1つの都道府県に蓄積される技術力では、なかなか対応が難しいものについては、やはり国が対応するという形での整理をさせていただきます。

それで、こういう全体像の中で、骨子の3ページに戻っていただきまして、まず市町村の体制強化ですけれども、最初に市町村自らが、やはりきちんとした責任主体として、計画的に体制を構築していく必要があるということを述べたうえで、さらに、ここの部分は、次の①の書いているところは現状認識というところで書いてございますけども、なかなか技術者の雇用も難しいことが想定されるということと、さらに技術者を雇用したとしても、なかなか新たに採用した職員の育成には、かなり時間がかかるという形でありますので、やはり既存の民間技術者を活用することが、現実的な対応ではなかろうかということでございます。

このため複数の市町村により共同事務に当たるということ、これが①に相当します。またメンテナンスに精通した民間技術者を、自らの組織の中で活用すること、これが②に当たります。さらに民間事業者に、業務を包括的に委託すること、これが③でございますけども、こういうことで維持管理の強化を図ることは重要であるというふうにまとめてございます。

国等は、これらの取り組みが促進されるよう、ガイドラインの整備や技術者活用の仕組みを構築、財源支援を実施すべきという形でまとめてございます。

まず①、維持管理の共同処理の体制の促進でございます。地方自治法でございますが、今回、新たに3ページのほうで既存の制度と新しくできた制度のほうを、少し簡単に、再度まとめさせていただいてございます。

まず地方自治法におきましては、黄色の枠組みの中でございますけども、共同処理する仕組みといたしまして、協議会、共同設置、一部事務組合、広域連合、また事務の委託という制度がございます。

ただし、この制度につきましては、いわゆる、例えば協議会でございますと、協議会のトップが事務を仕切る、また一部事務組合もそうですけども、トップが事務を仕切るわけですけども、そこの自らが選ばれた市町村のトップとしての、もちろん地方自治を行うという立場を有するのですけども、なかなか、ほかの市町村に対しては、直接選挙で選ばれてないということもございまして、いろいろと課題ということが整理、これは地方財政調査会のほうで整理をされておりますが、こういう課題があるというふうに、過去、整理をされていることでございます。迅速な意思決定が難しいですとか、例えば中心的な市町村に対して、おんぶにだっこになってしまっていて、そちらに過度の負担が生じるだとか、あとは構成団体の意見が反映されにくい、あとは住民から直接選ばれてないので、住民への説明責任は不十分であるだとか、やはりなかなか他の市町村になりますと、他の市町村の事務の委託を受けた場合ですと、ほかの市町村の状況がなかなかわからないだとか、そ

ういう仕組みもあって、実は、これまでインフラのメンテナンス分野で言いますと、下水道以外の分野につきましては、こういう制度がなかなか使われてこなかったということでございます。

これにつきまして、今般新たに、26年度に自治法が改正されまして、連携の協約制度と、事務の代替執行の制度が新たに導入されております。これはより柔軟な連携の仕組みという形で、今までですと、左の枠組みで見ますと、事務をこちらに委託すれば、事務の権限の責任が共同処理のほうに移るわけで、それについて、受けるほうは責任を背負わなきゃいけないということもございますけども、今回のこの制度につきましては、事務の権限と責任は従来の市町村に置いたまま、事務を代替的に行うですだとか、そういうふうな枠組みで、この制度は成立しているわけでございます。

また意思決定につきましても、連携協約により共同事務を執行するだとか、あと代替のほうにつきましては、事務の委託ではなくて代替だという形で、より簡易な制度で連携が進む制度が作られているわけでございます。

ですので、今後インフラの維持・管理といった共同処理を考える際にも、これらの新たに創設された制度の活用というものが非常に重要でして、そういうものも検討していく必要がありますということがあります。これが今説明した①の上から3つの骨子までの中身でございます。

国は、これらの取り組みの促進のために、先ほど、やはり国の役割として言いましたように、枠組みだとか、そういうものの整理をするという形で、これらの制度の活用方策や共同発注する事務の範囲だとか、責任の範囲をガイドラインとしてまとめるべきだということを考えてございます。

ただ、これらの制度はできたばかりですので、制度上は、例えば維持管理で事故が発生した場合においても、制度上は、一義的に元々管理していた市町村のほうに管理責任を問われるという制度構築になっているようでございますけども、実際、これらの制度をどういうふうに動かしていくのかとか、例えば利害関係、利害対立が発生した場合に、どうしていくかだとか、そういうことをいろいろと実質運用上の課題があると思いますので、そういう課題についても、市町村、都道府県と一緒に試行しながら、ガイドラインとしてとりまとめていき、こういう共同処理の体制を促進すべきだということに記載してございます。

次に4ページ目でございます。4ページ目のほうでございますけども、やはりこういう共同処理体制の構築にあたっては、その体制が確実なものとなるよう、関係機関が事前に調整し、ルールを決めていく必要があるという形で、具体的にはメンテナンス協議会とか、今、設立されてございますけども、その中で事前に調整をし、ルール化していくということが重要であろうかということを考えてございます。

次に、特に市町村を包括する都道府県の役割でございますけども、先ほど述べさせていただいたとおり、やはり市町村に対する共同体制の構築について、特に都道府県について

は助言・調整や必要に応じて勧告を行うといったことが期待されるということを書いてございます。

最後でございますけども、特に市町村によっては、技術力、財政力等に差異がある場合も考えられます。特に中心的な市町村に、過度な負担が生じる場合もありますので、やはり技術者を派遣して、そういうもののアンバランスをちゃんと見ていくとか、そういうことについて配慮する必要があるということ、ここで述べさせていただいているところでございます。

こういう仕組みの中で、地方自治体、特に市町村の維持管理に関する事務の共同処理についての体制を進めていくべきということで、国としては、そういうガイドラインなり、実際に運用できるようなものの枠組みのこと、都道府県においては、それを実際に国と連携しながら進めていくということ、市町村レベルにおいても、一緒にやるときに問題が生じないように、それは国も支援をしていくというようなことが、ここでは書かれています。

次に「②技術者の派遣の仕組み」でございます。これについては、資料のほうでは6ページでございます。まず骨子のほうで、4ページ目のほうでございますけども、市町村は、自らの体制のみでは、適切な維持管理を実施することが困難な場合は、自らの組織の中には民間技術者を導入、活用して、維持管理体制の強化を行うことも検討する必要があると。

特に自ら技術者を雇用した場合においても、やはりその育成には時間を要することもありますので、特に自らの技術力向上の観点も含めて、戦略的に民間技術者の活用を考える必要があるということ、これを述べさせていただいております。

ただ、その技術者を受け入れる際、先ほどのとおり、複数の市町村が共同して事務を処理することがありますので、そういう受入体制の構築も非常に重要だということを書いてございます。

次に、ここが一番のポイントでございますけども、先般、8月にいただいた緊急提言を踏まえまして、現在、新たに維持管理に関わる資格制度の構築を図っているところでございますけども、要はこういうふうに、ある程度資格認定された技術者と、それを受け入れる市町村との希望が互いに、やはりマッチできる制度にしなければいけないということでございまして、まずその第1ステップといたしまして、この資格制度に加えて、市町村の派遣技術者の選定に資するように、その保有資格ですとか、例えば維持管理にかかる経験ですとか、そういったものを明らかにする人材登録制度が必要じゃないかということを書かせていただいております。いわゆる、これは技術者のリスト化に相当する部分であると思っております。

次に人材の派遣ですけども、人材の派遣をされる場合には、弁護士のように個人個人で契約して、時々アドバイスをいただくというスタイルよりは、むしろ長期にわたって、その市町村に行っていただいて、派遣を受けて、技術的なことを処理していただくということになりますので、どちらかと言うと、個々人の契約というよりは会社なり、団体なり

の契約のもとで、技術者の派遣を受けるということが想定されますので、一定の技術水準を満たすような、やはり技術者集団というものが、市町村にとって、これがわからなければ、なかなかどうしていいかということがわからないものですから、そういった民間技術者集団というものの体制を確保するとともに、そういうものが派遣できるような仕組みを構築すべきということが必要でないかなというふうに考えてございます。

加えて財政状況によっては、経費の負担が厳しいということも想定されるわけでございますので、民間技術者集団から派遣される技術者の経費を、国等から市町村に対して支援することも重要であろうかということでございます。

なお、先ほど下水道のほうからもございましたが、下水道分野のように既存の公的な技術者集団、例えば下水道事業団だとか、ダムについては水資源機構みたいなものが、これに該当すると思いますけども、こうやって技術者をプールしている技術者集団もございまして、そういう集団の活用強化を図ることも重要であるというふうに考えてございます。これが技術者を派遣する仕組みの構築でございます。

続きまして③ですけれども、「点検・診断、補修、修繕の民間事業者への包括委託の推進」でございます。資料のほうは7ページ目になります。

4ページ目に書いてございますが、市町村における人員、技術力、特に人員もあるので、発注、監督、検査という各段階がございまして。この7ページの絵で見ますと、薄い黄色が、民間事業者がやっている部分で、白と濃い黄色が、従前行政が担ってきた部分だと思いますけども、このうち濃い黄色の部分ですけれども、発注者支援、監督補助、検査補助と書いていますけども、そういう形で民間事業者に対して、こういうものを外部委託していくということも、少し行ってはどうかということでございます。

逆に、こういう外部委託を行うことによりまして、民間事業者の活躍の場が広がるとともに、民間の創意工夫を促す機会となるということが期待されるということでもあります。ただし、この場合も、どこが本当に行政として行うべきか、ということの整理は当然必要なものだというふうに考えております。

その下のほうに、いろいろ包括委託の例がございまして、まず今現在行われている実例のほうにつきまして、資料のほうの8ページでございますが、説明をさせていただきたいと思っております。

これは府中市におきまして、道路、駅前の街路というふうに聞いておりますけども、この3.5kmにつきまして、3年間の期間の複数年で試行的に包括管理の委託をしたものでございます。

なお、ここには書いてございませんけども、委託を受けた会社、具体的な名称で言いますと前田道路、ケイミックス、ケイミックスというのは、いわゆる市町村の箱物の指定管理者ですとか、ビルのメンテナンス、道路のメンテナンスを行っている会社ということでございます。あとは地元の緑化会社である東京緑健の3者JVで、3年間で1億2,000万強の複数年契約をいただいたということで聞いてございます。

この包括契約でございますけれども、従来、資料のちょうど右端で、青い四角でございますけれども、従来の役割分担でございますと、巡回ですとか、例えば専用物件につきましてのものについては、直営で行っていたものについて、新たにこういうものも含めて委託を行うということでございます。

ただし、この委託につきましても、例えばこういう水準で管理してほしいという要求水準書と合わせて、こういうリスクに対しては、このリスクはどちらのほうが、受託者が受けるのか、市のほうがリスクを背負うのかというリスクの分担表を作って、包括委託という形で試行を行っているものでございます。

また包括委託につきましては、次、9ページ目でございますが、下水道分野のほうでかなり進んでございます。特に下水道の処理場について進んでいるという形で、既に全国で280カ所ぐらい、全国の13%程度で維持管理を行っているということでございます。

委託の特徴ですけれども、2つ目の青いところですけれども、基本的には性能発注を基本とするという形で、放流水質をどれぐらいにしてほしいとかという、そういうものが、こういうものに至っているということでございます。あとは民間企業の自由裁量で職員数も決められるとか、複数業務を包括的に複数年契約でやるということ聞いてございます。

また委託される効果といたしましては、3つ目のところでございますけれども、業務効率が上がるということ、あとコスト縮減、効率化というものが出てくるということでございます。

ただ下水道分野のほうからも指摘がございますが、この処理場につきましては、大体施設の中身ですけれども、耐用年数が15年程度と伺っております。既に数サイクル施設が回っていることもあって、問題なく行われていると思うのですが、一方、管路につきましては、法定耐用年数が50年、実際にはもう少し長期間もっているようですけれども、今までメンテナンスを行ってこなかった、今までメンテナンスの対象となっていなかったという施設が、管路については対象となっているということです。下のほうにも管路における課題を書いてございますけれども、例えば民間処理場のように、性能規定ということですので、その性能設定がなかなか難しいですとか、あとは交通荷重だとか、外的要因によって管理状況が変わるという形で、業務を評価する指標が難しいですとか、そういう問題があるということで、包括委託を行う対象によっては、こういう課題を解決していく必要があるというふうに認識してございます。

7ページに戻っていただきまして、先ほどは事務の一部の外部委託ですけれども、今後、包括委託につきまして、骨子のほうで言うと5ページ目になりますけれども、通常、建設コンサルタントが受注しております点検業務と、例えば建設会社が受託している補修・修繕の工事を包括契約すること、複数業務を複数年包括契約することによって、業務量の改善を図るとともに、例えばコンサルタントと建設会社間での技術交流が促進されて、民間技術者に創意工夫、新技術の開発や、メンテナンスに軸足を置いた建設産業の育成も期待されるというような包括委託、こういうものもあるかなというふうに考えてございます。

さらに、例えば今までは道路は道路、下水道は下水道、水道は水道という形でやってたと思いますが、例えば道路の点検・診断と併せて、上下水道といった地下埋設物、これは電気も含んでいると思うのですけども、一体として点検・診断を発注するような複数分野の複数年包括契約というものもあろうと思ってございます。

それでこのために、最後の四角でございますけども、国は市町村と共同し、このような包括委託について試行することにより、いろんな課題や留意点を整理して取り組みが促進されるよう、ガイドライン等の策定や推進方策を検討すべきであるというふうにまとめさせていただきます。

引き続きまして、また最初の1ページ目に戻っていただきます。

またピラミッドの絵のほうでございますけども、今説明させていただいたのは市町村の体制強化という形で、こちらの絵で言いますと、①、②、③、真ん中あたりの四角の部分でございますけども、今からは国等による助言ですとか、代行の仕組みについての提言内容でございます。

まず現状でございますけども、最初の丸に書いてありますことは、いわゆる直轄代行ですね。直轄、国のほうで工事のほうを代行する仕組みについては、今のところ道路分野、修繕については道路分野のみが、直轄代行の仕組みがあるということでもあります。

また代行の仕組みについては、修繕工事を代行する制度となっております、いわゆる点検だとか設計だと、対処方針の策定だとか、そういうものにつきましては代行制度の、今、枠外になっているということで、道路につきましては、今、技術的助言の仕組みとして、国が直接物事を診断する仕組みのほうを、この9月から試行を始めたところでございます。

こういう中で、基本的な施設の責任者や施設の管理者であるということが前提なのですが、先ほどのピラミッドで見たとおり、市町村では技術的に困難なメンテナンスについて、国、県が体系的に助言、あとで詳しく説明いたしますが、一貫して代行できるような仕組みを構築すべきということを書いてございます。

重ねて、今まであまり、ちょっとご議論がなかったかもわからないのですけども、危機管理的な対応の場合です。危機管理的な場合のピラミッドのほうですけども、⑤で書いてございますけども、これは少し対応制度としては、市町村自らが実施すべきことも、危機管理については少し幅広いという、少し範囲のほうの下の方まで降りているところが特徴でございます。

現在、国交省のほうでは、いろんな災害におきまして、今回も自然災害を中心にTEC-FORCEのほうを、技術的な支援を行う部隊として、いろんなところに派遣させていただいているところでございますが、お手元の参考資料のほうの最後になりますが、11ページでございます。

これがTEC-FORCEの設置に関する根拠法令でございますけども、第1条に書いておられますとおり、大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、技

術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、派遣隊を置くという記述になってございます。そういう意味で、メンテナンスにおきましても、突発的に事故が発生して、非常に困ったことがあるということは発生しておりますし、今後も、そういうことは十分想定されるわけですが、今のところ、こういうものが、こういうメンテナンスにかかる緊急対応の対象ではないということです。

ですので、これは結論ですが、こういう緊急時にも、地方公共団体に対して技術的支援を行う制度というのは必要であろうということでございます。

戻りまして、骨子のほうの6ページになります。資料のほうは10ページでございます。

ピラミッドを見ながらのほうが、少しいいのかもわかりませんが、まず市町村から技術的助言、相談の話でございますけども、技術的相談については、まず地方にございますような会議の中で、都道府県、地方整備局事務所などが対応する手順について、各地域できっちりルール化を図るべきであるということでございますが、その際に、やはり国と都道府県の役割分担は、最初のピラミッドで説明させていただいたとおり、社会的に重要かつ、1つの都道府県で蓄積される技術では対応が困難なものについては、国が対応し、それ以外のものについては都道府県が対応するという役割分担ではなからうかと思っております。

このため、技術的に高度なものについての的確な助言、代行を行うため、全国のメンテナンスに関する事例やデータを蓄積し、技術的支援を行うための、やはりそういう組織が必要であろうということを書かせていただいております。

さらに市町村では対応困難なものです。このピラミッドで言いますと、上の一番オレンジ色の三角になりますけども、助言をしたとしても、市町村ではなかなか実施できないようなものについては、やはり代行をせざるを得ないということでありまして、その代行につきましては、点検・診断、補修・修繕という一連の流れを一貫して行える代行制度が必要であるという形で、整理をさせていただいております。

こういう体系のもと、市町村に対する技術的助言、支援等を行っていくということではなからうかと思っております。

続いて、先ほど述べました緊急的な対応制度の構築でございますけども、やはり緊急的に高度かつ重大なメンテナンスが必要になった場合に、市町村の要請を踏まえて、国が点検・診断、さらには応急対応について、技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する制度が必要という形で、具体的にはTEC-FORCEみたいなものについても、こういうものの対応が必要ではなからうかというご提案ではないかと思っております。

具体的には下に書いてございますけども、そのほか必要な制度についてということは、これは自然災害も同様なのですけども、例えば河川のほうですと、特定緊急水防活動みたいなものが法律に位置付けられておりまして、こういう活動と、制度と、舞台と一体なのですけども、ほかの制度にはそういうものがございませんので、できましたら予算制度を含めてですけども、やはり特定〇〇緊急保全活動みたいな、そういう制度も併せて充実を

図っていくべきではないかということで書いてございます。

説明は以上でございます。

【家田委員長】 ご苦勞様でした。

それでは、これから議論の時間を取りたいと思います。資料は、あと参考資料ありますけど、これは、説明はよろしいですね。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 また質疑の中で、必要に応じて適宜引用させていただければと思います。

【家田委員長】 ありがとうございます。

それじゃあ説明は以上ということでございますので、今の資料3をベースにしながら、資料2や、あるいは参考資料を適宜参照しながら議論にしたいと思います。

資料3、先ほど冒頭で申し上げましたように、いくつかの柱があって、その柱の建て方がこういうことでいいかというのもあろうかと思いますが、大体さっきのような柱になってたと思います。

個々に入る前に全般的なところでご意見やご質問がございましたら、最初にお受けして、そのあとテーマ別というか、細部に入っていきたいと思います。まず全般についていかがでしょうか。

この提言骨子が、簡単に言えば市町村のメンテナンスをサステイナブルなものにする具体的な方策、そういうことですね。だから、多分標題にもそういうことが入ったほうがいいのではないかとも思ったりするし、それからさっさと作らないとだめだから、もうちょっと急いだ、緊迫感があつたほうがいいのではないかなとか思ったりするのですが、そういう細部はまた今度やるにして、大体の大まかな状況認識は、大体皆さん、共有されてますかね。よろしいでしょうか。

それじゃあ各論に入ってよろしいですか。それじゃあ、まず資料3の1ページの背景に相当するところで、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

私個人として思うのは、下から2つ目の白丸は、このレポートの意味合いのことを書いているのですが、そこには国が、都道府県が支援するという方向性だけをやったって書いてあるのだけど、実は技術的な支援だけの話じゃなくて、あるいは代行とかの話じゃなくて、市町村の体制をどういうふうに再構築するかとか、民間企業をどういうふうに建設産業として育成するかとか、ほかにもあるので、もうちょっと広く書いたほうがいいとは思いますが、皆さんからは、1ページにはよろしいですか。

それじゃあ次に行かせていただいて、また戻るかもしれないけど、次に行かせてもらって2ページ以降に入りたいと思います。

まず2ページのところが、各主体の役割の考え方、国とそれから都道府県と市町村、それから民間企業、それから学識というか研究組織ですかね、ということが書いてあるのですが、この辺に関してはいかがでしょうか。

【福岡委員】 よろしいですか。

【家田委員長】 はい、どうぞ。

【福岡委員】 小さなことなのですが、私が申し上げたことなので、気づいたので申し上げます。学識者の最後のところなのですが、書いてあることはこのとおりだと思います。学識者は維持管理に関する技術・制度等の研究を通じというのは、これでよろしいし、メンテナンス体制の高度化に貢献することは期待されるというのもいいのですが、学は研究をやって、何か貢献するのだということだけではなくて、研究を通じ、国とか、自治体とか、市町村とかの各主体と協力してとかを書くことが、学にとっては大事なことだと思ったのですが。前回、私と委員長との間で、「学はあんまり信用されてないよね」という議論になった背景は、勝手にやっていると思われたい。学は、要するに各主体と協力するということを明記していただきたい。

【家田委員長】 ありがとうございます。皆さん、共通して思っているところだと思うので、そのまま入れることにしましょう。

ほかにいかがでしょうか。

【梶浦委員】 じゃあ。

【家田委員長】 はい、どうぞ。

【梶浦委員】 今の議論に関連してですが、もう半歩進めていただきたいと思います。特に高度な技術開発に関しては、やはり産官学連携でないといけないのではないのでしょうか。このように急迫した事態になりますと、無駄な開発をしている暇はないですから、地方自治体さんが困っていることから優先して、学識者の方も、あるいは産業界も、あるいは国の支援も、高度な技術開発の中でも優先づけをするというようなことが求められます。今福岡先生がおっしゃった協力というレベルより、もう一步超えて、緊密な関係をもって指針を決めて、着実に遂行するという役割分担ではないかなと思いますので、ご配慮願えればと思います。以上です。

【家田委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。滝沢先生。

【滝沢委員】 ちょっと言葉のことなのですが、各主体の役割の考え方の次の1つ目の丸で、国はインフラの所有者として市町村における、なんですけども、これは国がインフラの所有者と言っているのか、インフラの所有者としての市町村におけると言っているのか、意味を間違わないように、「国は」のあとに点を打ったほうがいいかなと。

インフラの所有者は市町村ですよ、ここでは。

【家田委員長】 所管者。

【滝沢委員】 ごめんなさい。所管者として。

それと3つ目の丸なのですけども、ここでは、「市町村は多くのインフラを管理する責任主体」というのですが、所管者と責任主体というのは同じ意味ですか。同じような趣旨であれば、同じ表現をされるのがいいかと思いますし、ちょっと意味が違うのでしょうか。

【家田委員長】 これ、多分所管者は所有者って意味じゃなくて、業務を所管しているっ

ていう、そういう意味だと思いますが、ちょっとご説明いただけますか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 われわれで言うと、法律を所管しているとかいう言い方をさせていただくのですが、そういう意味で、直接的に責任主体ではないけども、その所管をしているという。ちょっと。

【家田委員長】 難しいね、これ。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 難しいです。ちょっと、辞書を引かないとだめなのですけども。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 いいですか。

【家田委員長】 はい、どうぞ。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 所管と言う言葉は、法制度の整備とか、あるいは仕組みの構築とか、こういうことを指している言葉でございます。一方で管理というのは、自らのまさに所有者であり、それからその運営、それから日々のメンテナンス、それを自らの責務としてやるということを管理。こういうことで所管と管理というのを分けて書かせていただいております。

【滝沢委員】 そうすると1行目のところは、「国はインフラの「所管者」として」のあとに点を打っていただくのが適当ですね。

【家田委員長】 そういうことだな。今の点ではよろしいですね。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私も意見を言うと、この4つ目のセンテンスについては、民間事業者とか、建設産業というキーワードが出てくるのですが、ここについて、もうちょっと状況の認識、あるいは今後の方向性の認識を共有化したほうが良いと思うのですがすけども。

やっぱり何か、どこかでぽんとダムを作ったら、次にまたどこか行ってダム作るって、そういうやつじゃなくて、地べたにくっついてる施設をメンテナンスするってためには、やっぱり日頃の、簡単なもので言えば、草刈りから始まって、地べたに張りついているという地場性というのが要求される性能ですよ、民間事業者に。

そういうことを一方で発揮しつつも、もう一方でより、その地べたの100メートル四方のことは知っているけど、それ以外のことは何も知らないのじゃしょうがないのだから、広域的に大きな事業にすることによって効率を上げたり、規模の経済を活かすという意味で、広域性もこれからは要求されるだろうし、同時に、また産官学的な連携の中で、自らが率先して技術開発に貢献していくというような高度性も要求されるのではないかなと思うのですね、これからのメンテナンスを軸足にしているような建設産業というものは。

というのは、いくつかの今後のメンテナンスを担う民間事業者というのは、どういふようなところがキーワードかなというのは少し書いたほうが良いのではないかなという、そんな感触を私は持っているところでございます。

このページ、ほかにご意見。どうぞ、お願いします。

【横田委員】 ちょっと前回欠席したものですから、確認をしたいのですけれども、メン

メンテナンスと維持管理というのは定義が違うことで書き分けられているのでしょうか。

【家田委員長】 これはご質問です。お答えください。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 維持管理プラス更新がメンテナンスで、維持管理は維持管理というふうに、一応概念上は書き分けることは、努力はしておりますが、ちょっと明確に難しいところがあるのは事実でございます。ちょっと言葉のほうは、また整理をしたいと思います。

【家田委員長】 前のほうで、何か定義はきっちり書いといたほうがいいのだろうけども、レポート出すときには、行政としての正式な用語は、もちろん中で丁寧に使いつつ、普通の国民にすっとわかるような、なるべくすっきりした言葉を使いつつ、その中であんまり限定的な部分のことだけやっているのではなくて、全部まとめて述べているのですよというふうな感じが、一番国民にはわかっていただける、共感していただけるのではないかと思います。ご指摘のとおり、丁寧にデフィニションを書いといたほうがいいですね。

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

【甲斐委員】 非常に些末なことで恐縮なのですが、2ページの上から3つ目の白丸のところですね。都道府県の役割のところなのですから、4行目かな、例えば国が作成するガイドラインに基づき、市町村が云々。それからこういうことをする場合に、国と連携し云々というところがあるのですが、すごく細かいことで恐縮なのですが、国の役割、例えばガイドラインを作るとか、そういったことは国のところの白丸の2つ目のところなんかで書いてあって、あんまり「国と連携し」というふうな書き方、あんまり国、国って、ここであんまり言いすぎてしまうと、地方自治体の独自性というか、自立性みたいなものが、あんまり出てこないのかなという感じもするので、もう少し、もちろん国が非常に高度な技術を持っていたりすれば、そういった知見を採用しながら、活用しながらメンテナンスをやっていけばいいのですが、あんまり国、国っていうのが、もう都道府県についてとか、市町村について言っているところであんまり出すぎちゃうと、印象としては独自性を持たないで、非常に従属的な感じでやっているみたいにイメージに見えちゃうと、それは全然本意ではないと思うのですよね。

非常に瑣末なことで、表現の些細な問題ですが、そういったところですね。

【家田委員長】 今のところは大事なところだと思うので、ちょっと事務局からお答えいただけます。ここ、確かに甲斐先生が言うように、「国と連携し」と言うと、何か手伝っているような感じですね。中心になってというような感じなのか、それともお手伝いなのかというのが、あんまりよく見えない感じがするのですね。

【甲斐委員】 国との連携は、必要だとは思いますが、主体性というか。

【家田委員長】 そうね。そこらへん、書いている側としてはどういう意図か、ちょっと伺ってみましょう。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 基本は都道府県が中心ですので、委員がおっしゃられるように、本当は書かないほうが、よく分かるかもしれませんが、書いている立場で悩ん

でいるのは、都道府県がここでやってくださいよと言ったときに、都道府県に丸投げもできない。

やっぱり都道府県も受けてくれなければ、前に進まないということもあるので、その辺、都道府県が実際に気持ちよく動いていただけるし、市町村もそれでハッピーになれるしという中で、国の、こういうことを書いたほうがいいのか、それは、もう市町村の仕事で、地方自治で、市町村がやるって書いたほうがいいのか。ちょっとその辺のさじ加減は、本当に悩んだところであります。

【甲斐委員】 難しいですね。

【家田委員長】 根本から言ったらあれでしょう、個々の基礎自治体が連携して、いろいろやりたいなというときに、根本から言えば、何も国がさあ、さあやりましょうという。お手伝いをするにしても、根本は自治体同士でやればそれに越したことはないし、いやいや、なかなか進まないのだったら、都道府県が音頭を取るのは当たり前だろうと。音頭取りは都道府県だと。だけど、それは当然、そこには国が協力したりするのは言うまでもないとか書けば。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 ちょっと書き方はまた。甲斐先生のおっしゃる趣旨です。

【家田委員長】 中心的役割、コーディネーターの役割、あるいは音頭取りは都道府県だっという考えで、事務局はいるわけですね。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 もちろんそうです。

【家田委員長】 先生はそういうことでよろしいですか。

【甲斐委員】 はい。

【家田委員長】 じゃあ、それがより明鏡に、なるべく出るようにしましょうね、本文を書くときには。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 ありがとうございます。

【家田委員長】 ありがとうございます。

とりあえずちょっと先、行っていいですか。じゃあ2ページはそのぐらいにして、今度は具体に入りましょう。

3ページから、今度は具体論です。3ページが、この具体的取り組みの作りとしては2つに分かれていて、3ページから5ページの頭までが、一応、市町村の体制強化という大枠の中で書いてあることでありまして、①が共同処理体制、それから②が技術者派遣の仕組み、③が民間事業者への包括委託ということになっているので、そのうちの、まず①の共同処理体制くらいのところまでを中心にご発言いただきましょう。いかがでしょうか。

ちょっと限定しすぎましたかね。それじゃあ②、③の技術者派遣と点検・診断の民間事業者の包括委託も含めて、ここまで行きましょう。5ページの上から3分の1くらいまでのところまでをお願いします。

はい、どうぞ。お願いします。木下先生。

【木下委員】 木下ですが、技術者の活用ということをしっかり書いていただいているのは非常にいいと思います。まず3ページ辺りですが、民間技術者の活用は必要だと思いますが、民間技術者だけにあまり限定しないほうがいいと思います。既存の民間技術者と、わざわざ既存と言っていますが、新規でどんどん出てくるかもしれませんし、公務員のOBの活用もあり得ます。

あるいは現役でも、出向で市町村に行くとか、あるいは市町村の意識が高くて、技術者を雇用するとか、中途採用もあります。ですから民間でないといけないという言い方にならない方がいいと思います。

それから、その次のページ、4ページの②で、技術者派遣の仕組みの構築ということを書いているのは非常に結構で、進めていただきたいと思いますが、資格制度をまずきっちり整えて、そして、それを踏まえて登録制度、人材バンクに登録ができるようになるのがよいと思います。

そして、そういう人を各市町村が活用するということになります。その際に、さっきの話で、会社に依頼するケースが多いのだろうということですが、その場合に、そういう人材の質が重要なので、競争入札のようなものはなじまないと思います。どこでも企業は参加していいということもないと思うので、人材をプールしている組織を認証するような、第三者的に認証するような仕組みを考えることが重要と思います。

とりあえず以上です。

【家田委員長】 続けて、どうぞご発言いただきたいと思います。どうぞ、甲斐先生。

【甲斐委員】 ここ、3ページのところでフォローしたほうがいいのかわからないのですけれども、あるいは、ひょっとしたら骨子の段階では、まだちょっと書かなくてもいいのかなとも思ったところですけど、ちょっと忘れないうちに申し上げておきたいと思います。

それは何かと言うと、既に合併をして、合併が進んでいますよね。それで合併をした市町村によっては、もう十分範囲が、例えば広がったりなんだったりして、これ以上、さらに共同の範囲を広げることが必ずしも適切じゃなかったり、可能じゃなかったりする場合というのもありうるかなと思うのですね。

その合併というの、ある程度、国のほうからの後押しもあって進めた政策で、それに則って、非常に身を切るような、ある意味、体制の変更というのをやっていった自治体に対しても、ある程度フォローができる仕組みみたいなのも必要なかなと思います。

ここで書くことが妥当かどうか、ちょっと私もよくわからないところがあるのですけれども、総務省のほうで定住自立圏ってありますね。あんなのも、例えばみなしのような形で、合併を既に行っている自治体で、旧の中心地みたいな形でやっている場合もあるので、そういうみなしみたいな制度というのも含めて、少しそういったことも含めて、広域的な処理っていうふうなところを、この段階で書くのが、明記するのが適切かどうかかわからないのですけど、どこかでは、ちょっと頭の隅っこに、多分入ってらっしゃると思うので

すけど、考えていただければなあというようなことを思いました。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【興石委員】 民間委託ということで、これは非常に重要なキーワードだと思うのですが、メンテナンスの仕事を委託するということになりますと、ここの文書に書いてくださいということを申し上げることではないのですが、この委託された方が、やはり点検等においては、見逃しとかミスということも、やっぱりこれはあるわけでありますので、その辺の、検査に対する責任というところのリスクを、どのように管理するのかというところの考え方というのは、一定の整理が必要じゃないかなというふうに思います。

やはりすべての責任が契約という概念で民間に委託されますと、なかなかそのリスクを背負って仕事をする体制を取るというのは、なかなか中小の企業では難しいと思いますし、またそういう保険制度みたいな、再保険みたいなものを考えるとか、もしくは業務の委託というような考え方で、善管注意義務の範囲でよろしいというふうに考えていただくのか。その辺は、また教えていただければというふうに思います。

【家田委員長】 なるほど。ただいまのご質問、入っていたと思うので、お答えいただけたら。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 まず木下委員からいただきました、民間の技術者に限定しないというところは、少し書き方は工夫させていただこうと思いますし、いろんな、制度的に、認証だとかってお話についても、少し検討させていただければなと思います。

あと甲斐委員の合併した市町村についての、大きな市町村ですよ。合併して、大きな広域行政的な市町村への支援というのも重要ですというのはおっしゃるとおり、そのとおりだと思いますので、そういうことも少し視野に入れさせていただければなと思います。

それと興石委員の、委託されたほうのミスだとか見逃しに対するリスク管理をどうしていくかということ、少し難しい議論になるのではないかなと思っています。逆に、何かこういうご提案があれば、今この場でお伺いしたいところもあるのですが、先ほどの例で言いますと、府中市みたいなところは、事前に、こういう場合のリスクはこっち、こういう場合のリスクはこっちみたいな整理をして、さらにその中でお互いの取り決めをしていますので、そういうリスク分担表みたいなものを作るというの、1つの手なのかなというふうに、先進事例からは、われわれはそういうふうに考えております。

【興石委員】 私も特段、妙案というものがきちっとあるわけではないのですが、数値的なもので管理をして、判断ができるようなものについては、それは契約みたいな概念で、それは、そのときの時点での技術基準に基づき、判断ができると思いますがということで、明確に判断できると思いますが、ただ定性的な要素、特に土砂崩壊とか、そういうものになりますと、なにぶん数字的に表すというのが非常に困難な中を、きちっと評価をすることになると思いますので、その辺については、どこまでが技術者として求められる領域なのかというところを、やはり定性的になるのでしょうか、できる範囲で明らかにし

ていくということを大切にほしい。

それがうまくいかなかったときに、どの組織が、どういう形でリスクに対して対応するのかというような考え方を事前にご検討して、法律的な面からも含めて、ご検討いただいたほうがよろしいかということをお願いしたいと思います。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 少し勉強させていただければと思います。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。ほかをお願いします。小澤先生。

【小澤委員】 今ご質問いただいた点は、通常CMの契約の中では、担当技術者は、おっしゃるとおり善管注意義務を求められて、個人が普通の技術者として判断すべき領域は責任を取らなきゃいけないというふうになっていますが、でもそれ以上は、逆に言うと、責任は取れないということになるので、最終的には頼んだほうが残った部分の責任は、いずれにしても取る必要があるというのが、一般的な整理となっております。

例えば不注意とかで判断ミスが起こった場合の責任を、個人でカバーできるかどうかでなると、大変難しくなるので、海外なんかでは、そこは保険である程度カバーするような社会的な体制を考えてあげるということになっているので、技術者個人を活用する仕組みを、領域を増やしていこうということなのだとすると、その辺の社会的な仕組みも含めて、体制を考えていく必要があるということなのだろうと思います。

ちょっと質問をさせていただきたいのは、派遣という言葉がたくさん使われているのですが、ここで言う派遣というものが、どういう契約のイメージを持てばいいのか。通常の委託契約とは違う契約の仕方を、ここでは想定されているのか。

しかも民間の企業から人を出してもらってというのは、通常の契約の中ではやられていることなのですが、ここで言う派遣というのが、派遣法の形で言われている派遣というものをイメージしていいのか、どういうものをイメージされているのかと。

しかも公的機関からの派遣という言葉と一緒に使っていくのだとすると、公的機関からの派遣と民間企業からの派遣というのは、少し違うものとして扱うべきことのような気もするのですが、その辺の理解をさせていただきたく、ちょっと質問させていただいたところです。

【家田委員長】 いかがでしょうか。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 今、小澤先生のお話につきまして、資料の2の7ページを見ていただければと思うのですが、元々この薄い黄色のところは、従来から民間の会社に点検・診断あるいは補修の工事を発注したりしておりましたが、周りに書いてある、冒頭の発注ですとか、監督ですとか検査、この部分につきまして、この濃い黄色になっている部分を発注者の立場から、やる方々を、ここでは民間の企業からということで、派遣というふうに書かせていただいております。

それは参考資料の2ページ目のところに、これ、前もご紹介したのですけれども、下ですね。参考資料の2ページ目の下。特に市町村のうちの特に町とか村になってきますと、技術者が、これ道路と下水道の場合を書いてありますが、ゼロとか、あるいは1から5名

しかいないところが相当多くございます。この体制では、責任が町長さんとか村長さんに法律上なっているということですが、この体制では、なかなか先ほどの資料2にございます監督検査の業務というのはできないのではないかと。

したがって、その体制が足りないのであれば、その体制を補強するというのが直接的な対策になるだろうと。文章にも書いてございましたが、若い人を雇ってこれから育てるといっているのではもう間に合わないということで、既に技術をお持ちの外部の方を、町長さん村長さんの下に、指揮下の下に入れるということが大事だろうというふうにはここでは考えた次第でございます。

その手段として、いわゆる派遣法の派遣ということもあるのではないかと。要は市長さんの指揮下に入ってやると。最終的にはそういう意味では首長さんの責任に帰することになるということでございます。これはいわゆる請負とかでやりますと、偽装請負という問題も出てきてしまいますので、そこはしっかり法令の枠組みの中でやっていかなきゃいけない、このように考えた次第でございます。

【家田委員長】 そうすると、今山内さんがご説明いただいたようなことは、もうちょっと丁寧に書いておかないと。一般用語としての、お前行ってくるんだものねというだけの派遣なのか、きちんとした意味での派遣なのか、必ずしもよくわからないから、少し書いといたほうがいいのではないですかね。小澤先生よろしいですか。

【小澤委員】 はい、わかりました。

【家田委員長】 ほかにいかがでしょう。はい、福岡先生。

【福岡委員】 3ページの維持管理の共同処理体制の促進。ここを読んでいますと、これからいろんなことを考えながらやらなきゃだめだということがわかります。具体的には、市町村の連携になると、いろいろ問題があるというご説明あって、そのとおりだと思って聞いておりました。のちに③の「点検・診断、補修、修繕の民間事業者への包括委託の推進」というところでは、事業で複数年契約とか、複数年分野で一緒にやるよと。それが民間の技術力も高めるし、いろんな新しいことがやれるのだと。これはこれでいいのですが、私が申し上げたいのは、1番の共同処理体制の促進というところに、広域の市町村で同じ問題について、維持管理についてやるよということが中心に書かれている。きっと市町村レベルになると、財政的にも規模も違うしいろんな違い、いろんな問題が出ると思うのですが、事業そのものでも一緒にやるべきものが出てくるだろうと思います。例えば、どういうことをイメージしてるのかというと、最近、雨が降ると道路が冠水してしまって、そして下水が必ずしも十分働いてないと、これ市町村レベルの話です。ああいう問題をしばしば見たときに今後どうするのだと。

ああいう道路冠水が維持管理とか、あとで出てくる緊急的な維持管理ということまでいくのかどうかわかりませんが、ああいう非日常的ですが、以外に頻繁に起こる異常な状態というのに対してどうするのかというのはあるわけですね。

例えば下水道が排水できないとか、道路のほうをどういうふうを考えればいいのかとか。

もっと言えば、河川はそこにはないですけども、排水系をどのように処理するのか。水防とも関わってくるように思います。水防管理者だったら水防の広域水防でやるのもあります。ということは、すぐここで書けるかどうかかわからないですけど、これからの社会資本整備の中で維持管理の視点で事業を広域的に行うことが重要な問題だと思っています。地方において、いろいろな事業が関わることで当たり前のようになっている問題を今後どうやって処理し管理していくのかについて、地方そのものがどう考えるかについてのきっかけが、そういう問題の中から出てくると思います。そのときに始めて、国が、都道府県がどういう手を差し伸べるかということになると私は思っています。回答は持っていません。

具体的には、下水道が排水系に対する責任を持ってやっているのですが、おそらく人工公物ですから、そんなに排水できないと。国あるいは県の維持する河川はほとんどないようなことでとところで、下水道を道路側溝とかそういうものがあるぐらいで、そういったところで広域水防として自治体同士の間でどう考えるのかっていうのは多分大事な問題になっていくだろうと考えています。

維持管理の中でそういうことも議論していただかないと、どこでどのようにそういう問題が起こっており、維持管理の対応がわかりづらくなると私は思っています。民間がいろいろ事業協力やりますよとか、複数年間やります。これはこれでいいのですが、基礎自治体が広域に事業でやる。国土交通省だけじゃなくて多分消防だってであろうし、水防だってであろうし、いろんなものがある中で、そういったものを統合化して行うようなことだって、考えられないか、その辺りについて将来に向けて考えておかないといけないのではないかなということで、あえて議論として申し上げておきたい。以上です。

【家田委員長】 ありがとうございます。恐らくここでの文脈は、個々にいろんなインフラがあると。それがメンテナンスしなきゃ困っているのだけど、メンテナンスもちゃんとできている状況にないと。そのときにネックが何かっていうと、個々の自治体にはもうミニマムマスがないから、まとめないと発注だってできないねと。一方で請ける側の民間事業者ももう1つだよねっていう、そういう問題意識からスタートしているものですから、先生がおっしゃるような、残っている課題があるのですが、恐らく地域マネジメントの中で、いろんな個々別々の事業であったものをより一体的に判断を検討することによって、よりよい水防、治水体制を取るといえるようなことは、このメンテナンスという枠組みよりももう一段上の何か地域行政、地域インフラ行政っていうのですかね、というような話かもしれない。大いに関係するところではあるのだけど、ちょっと別枠的な考えでいかがでしょうかね。

【福岡委員】 そう思ってお話しはしているのですが、気になってしょうがないということでも申し上げました。

【家田委員長】 どうもありがとうございます。後ろのほうに、まだいろいろあるんだもんねっていう、そういうところにも書いてもいいですよ。ほかにいかがでしょうか。

じゃあちょっと私から。まず3ページとそれから4、5ページに続く辺りのところで、①が発注側と言いますか、甲側の体制作りですよね。それで③が乙側の体制作りということだと思っただけで、どっちについても、この制度設計上要求される性能は何なのかっていうのをなるべく書けるものだったら書いてほしいのですよね。

例えば、①側で書くことは、それぞれの主体が、自治体が根本的な責任を持ちつつも、実際の作業を共同の何か組織ができるようにすることとか。いろいろあるわけですよね。それから小澤先生おっしゃったような意味でのこととか、なるべくそれを粗々でいいのだけど柱として出したらいいのではないかな。同じようにこの③のところについても、じゃあこの民間事業者というのは一体、さっきちょっと僕言いましたけど、地場性とかそれなりの広域性とか、規模を活かすメリットとか、いろいろあると思うのですが、そういうある種のリクワイアメントみたいなものを書いていただけないかなという感じがしております。

それからちなみに3ページの一番下のところでは、ガイドラインをとりまとめるのだけど、それをもっと早急にとか、緊急にとか、すぐにとかやないと、検討しているだけで、ずるずる時間経っちゃうのではないかって感じがするわけでございます。

それから4ページのところでもう1点だけ申し上げると、②で技術者派遣ということなのですが、まず派遣から入っちゃっているのだけど、最初に言うべきは、個々に非常に少ないけども自治体に技術者がいると。あるいはいない場合もあると。だけどそれはあまりにも自治体の規模が小さいから、ミニマムマスを満たさなくて、技術者集団として機能を十分発揮できる状況にないと。だからこそ、それが集まることによって、マスマリットを小さいながらも発揮するというのがまずありますよね。それでもまだ足りないから、いろんなところから派遣してもらおうじゃないですかという順番じゃないかと思うのですよね。というそのミニマムマス、マスマリット、技術者集団の、それをこの①の体制を取ることによって、それが出てきうるんだということがまずあっていいのではないかと思います。②の中でですね。私は以上でございます。

ほかにご発言ございますか。はい、滝沢先生。

【滝沢委員】 ここに書かれていることは非常に重要で、なおかつ適切な仕組みを目指しているなというふうに感じるのですが、特に民間の役割と言いますか、そういうこともしかりと書かれていて、やや危惧するのは、民間側に、例えば技術者派遣でも、本当にそれだけ派遣する人材がいるか、あるいは民間でも個人で技術を持っている方というか、多くの方はどこかの組織、企業に所属しているわけで、企業側にとってそういうところに派遣することのメリットと言いますか、それを感じて派遣しようと思うような仕組みになるかどうかですね。考え方は素晴らしいとは思いますが、それが本当にうまく回っていくような仕組みにするためには、一体どうしたらいいのかなという部分を感じています。

民間の方と協力して、官も民も有利になるような仕組みを作ろうと、そういうような方向で考えてらっしゃると思うのですが、そのときにやはり民の側にとって重要なのは、

安定して、それなりのボリュームの仕事が出てくるという、先行きがしっかりと見通せるということじゃないのかなと思います。ほかにもあると思いますけど。それが1つ重要なことじゃないでしょうか。それが見えてくると、民の側でもそれに向かっていろんな仕組みや人を要請することも含めて、取り組みができると思うのですけど。これを、全体的なことになっちゃうかもしれませんが、作って、さあ各自治体手を上げて一生懸命やってくださいと言ったときに、ワーッと全国で手が挙がって、サッとこう立ち上がるといいのですが、パラパラパラという状況だと、これは民の側も様子を見て、制度はいいのだけど誰も手を挙げない。ここで一生懸命人材を養成してもうちはどれだけ仕事が取れるのだろう、どれだけ人材派遣の要請が来るのだろうということになると、見合わせになってしまって、最初から見合わせ状態だと、なかなか次が転がっていかないような形になると思うのですね。

ですから、そこを何とかこう、うまく最初のこの難しいところを、やっぱり国をあげてということになるのかもしれませんが、何とか回すような勢いをつけていかないと、官も民もなかなか、枠組み制度は素晴らしいのだけでも、最初のきっかけと言いますか、これ家田委員長言われているように、早急に取り組まないといけないことだと思いますけども、それを何とか早く回せるような仕組みを作っていけたらいいのかな。そのためには、民の側の意見を、何かの機会に聞いてくれたら、民としては人材も出せますし、仕事も積極的に取っていきますよと、そういうような仕組みができると、それが官にとってもいい面も出てくるのではないかなと思うのですね。枠組みはこれでいいのかなと思うのですけれども、実施段階でのことも少しご配慮いただけるといいのかな、そんな気がいたしました。

【家田委員長】 いかがでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 スタートダッシュが重要だということだと思うのですが、少し実際枠組みとしてはこうなのですが、実際どう回していくかということは少し考えてみたいところです。

【家田委員長】 滝沢先生どうですかね。本当にごもっともな話なので、一とおりのレポートが、こういうのを作ったらいいのですねって書いてあるのだけど、最後にそれをどうやって進めるのだと。しかもそんな生易しいことでも実はなくて、民間の事業を育成しなきゃ技術者だって出てこないし、今何となくOBが遊んでいて、そいつら使えばいいなっていうようなイメージで思っているのかもしれないけど、それだって時間の問題で話は変わってくるしね。

実はこの、先生おっしゃるとおり、ぐるぐる回ってくるような仕組みをガーンと作っていかないといけないんだもんねっていう、そういうのを、最後のところに何かこう、これからどうやって進めるんだみたいなことがあってもいいのかもしれないですね。

それからまた、今滝沢先生からのご提案は、民間の人たちの意見も聞くというのも、何か機会として取ったほうがいいのではないかっていう、ご指摘ですけど、その辺はどうですか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 最終的にはパブコメという形で民間の意見も聞きますが。

【家田委員長】 パブコメじゃあな。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 資格と同様ということです。

【家田委員長】 やっていくということ。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。パブコメは資格のときと同様に。

【家田委員長】 パブコメは当然やるけど、あんなのよっぽど何か言いたい人しか何か言うわけじゃないから。先生が言っているのはもっと積極的に聞きにいこうよという、そういうことなのですけど。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 当然パブコメの他にも、いろんな業界団体とかもありますので、そういうところとも意見交換をちゃんとしながらやっていくべきだと思います。

【家田委員長】 是非お願いしましょう。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 またこれ鶏と卵の関係にもなりますので、安定したボリュームがあるということの他にも、1件1件、適正な利益がちゃんと出るのだというようなことがしっかりわかるような形も大事かなと思っていて、そういう形についてまたきちんと考えて、記述できるようにしたいと思っています。

【家田委員長】 ありがとうございます。それじゃあちょっと先行かせてください。

今度は5ページの3分の1くらいのところから2の国・都道府県等による技術的判断の支援及び代行の実施、そして最後まで、6ページの終わりまで、ここら辺を中心にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

【木下委員】 国・都道府県等による支援ということで、ところどころに国・都道府県のあとに「等」とあるので、そこは多分水資源機構とか下水道事業団などをイメージしていると思います。そういうことがイメージできるところはきちんと「等」を書いておいたほうがいいと思います。「等」がないところもあるので。どういう場合に狭い意味の国以外が対応するのかということを少し整理したほうがいいと思います。

それから、既存の技術者集団のうち、既存だけでなく新たに組織が必要な場合、これ6ページの上から2つ目の丸に新たな組織とありますが、新たな組織が必要な場合があるので、あんまり既存だけにこだわる必要はないと思います。

それから、TEC-FORCEは、これは数年前からですね。10年はまだ経ってないと思いますが、多分制度面で明確な位置づけが元々不十分ではないのかと思いますので、予算面などでも措置がきちんとできていないのではないかと思います。今の自然災害対応でも不十分だと思いますので、さらにメンテナンスも追加することによって、それを機会にきちんと制度面、予算面も含めた措置をするようにしたほうがいいと思います。以上です。

【家田委員長】 続けてご発言いただきましょう。いかがでしょうか。どうぞ、お願いし

ます。

【梶浦委員】 国が主導でという意味で、何度か申し上げていると思いますけれども、やはりお願いをしたいのは業務の標準化でございます。先ほど甲斐先生のほうから、広域化して血を流してみたいなお話もあったのですが、やはりそれは差異があるところはあるとして、最低、道路なら道路のメンテナンスに関して、どの自治体でもしなければならないところっていうのを切り出して、ここに関しては用語でございますとか、コード体系でございますとか、そういうような業務に使われているいろいろなものを標準化するというのにはやはり国の主導が求められると私は思っております。

その共通化の上に、雪害の多い地域についてはこういうオプション、あるいは塩害の多い地域についてはこういうオプション、そういうのはあってもいいと思うのです。その上でオプションの中でも共通できるところは次の議論として共通化していくというような、そういう全体を標準化、共通化を回す仕組みというのを、これは都道府県というよりは国のご主導でお願いできないかなというふうに思っております。

また、そういうものが回り始めますと、サポートシステム、ITのサポートによって効率化は普通できるのですが、標準化してないものにITを適用すると余計コストなどがかかることとなります。共通化・標準化が回った部分についてから、ITサポートによって迅速化をしたり、あるいはコストを削減するべきです。

昨今はクラウド化によってコストを下げたり、新しいデバイスなども共通化することによって全体のコストが下がり、効率化が回るということが起きます。あるいは、技術者についても、用語が同じであれば相互融通はより可能になると思っております。全てのスタートはそこから業務の標準化、共通化のまずできる線でやるということではぜひお願いしたいなというふうに思っております。とりあえず以上です。

【家田委員長】 ありがとうございます。どうぞ、続けてご発言ください。福岡先生。

【福岡委員】 1点、よくわからずに質問します。まず、この全体を通してなんですけれども、公物の管理をするということが一体どういうことなのかということをしっかり触れとかなくていいのですか。市町村、それから都道府県、国、公物を管理しているわけですよ。そこに民間が入ってくる。

例えば私がいらないで言っているのは資料2の8ページ。占用物件管理業務というのは、今までの役割分担は直営だった。ところが、今度は包括管理受託、民間事業者がやってもいいよと、こういうわけです。これはきっとそうなのだろうなと思っておりますが、私はこのところよくわからずに言っているのですが、不法占用物のこういうなってくると、いろいろ難しい。不法ですから、いろいろな問題が出てくるだろうと。

そう考えてくると、公物管理というのはどういうことで、その中でこれらはどういう位置付けにあるのかわかるようにしていただきたい。公物をどう管理するのっていうことについて、基本的なものの考え方がどこかであって、それに対してこういうふうにするのだっていうつながりを欲しいなと思っております。

【家田委員長】 ありがとうございます。もうちょっとご発言いただいてから、まとめてお答えいただけますかね。ほかにはいかがでしょうか。ほかにはいかがですか。

私からも、2)に関するところで言うと、まず例えば2行目で、かつ社会的な影響が大きなものについてっていう、こういう表現がさっきの資料2なんかにも出てくるのだけど、代行については社会的影響っていうところはもうそうでしょうねっていう感じがするのだけど、技術的な助言なり支援っていうのは、とにかく難しいのだったら、難しくて、なおかつ社会的影響が大きいものだけは助言するけど、お前のところなんて全然社会的影響ねえじゃん、難しくたって知らねえよ、うちはとは言わないわけでしょう。

だから、今のところの文言が代行だけに効くようにしないと、何かちょっと違和感があるのですよね。技術的な支援っていうところと、助言っていうところと、代わってやってあげるといところが分けてお書きになった方がいいのではないかというはちょっと思っております。

それから、先ほど下水道の話が出て、割合、何となく難しいのは国がやってみたいな作りになっている道路であるとか、河川であるとか、港湾という世界とはちょっと違うものについて、この辺の書きぶりでもいいのか。道路はこうしているけどっていうところに加えて、例えば、一方下水道は、とかいうのを入れておかないと、状況認識が少し偏るかなっていう感じがしております。

それから、6ページのところで、2つ目の白丸で、全国のメンテナンスに関する事例やデータを蓄積し、技術的支援を行うための新たな組織が必要であるっていうのだけど、そんなのいるのだろうか。国総研があるじゃないか、何のためにあるのって言われないうちに、これどういう意味なのか。組織的充実もっていうようなことなのか。ちょっと新たな組織って言われると、っていう感じが感触的には少ししましたね。

それから、国は高度な技術を皆持っているかのような表現になっていると思うのだけど、確かに今回の大災害なんかでも、国総研の人とか土研の人とか、それからTEC-FORCEの人とかが行ってくれているのだけど、国の中でもそういうことに応えられるような技術的なブラッシュアップしていくというのが、そういうものも持ってないと、サステナブルな体制にはならないから、そこもちょっとは意識しておいたほうがいいのではないかと私は思っております。国についてですね。私からは以上でございます。

ほかにはいかがですか。じゃあ、小澤先生。

【小澤委員】 今、家田先生がご指摘いただいたところに含まれているのですが、新たな組織のところですけど、多分メンテナンスのいろんな事例、データを蓄積して現場にフィードバックするっていうのは、JR東日本の構造技術センターのように、そういう組織があるかどうかっていうのは非常に重要なのだと思います。

多分、そういう高度なものを国が積極的に自らこれからやっていくというのであれば、国としてそういう拠点をちゃんと作って、いろんな重要な課題について検討を継続して、現場を支援するために、その役割を果たすために、そういう組織をちゃんと考えていく必

要があるというふうにこの2番目の丸はもっと表現していただければいいのかなというふうに読ませていただきました。

【家田委員長】 ありがとうございます。佐々木先生、どうぞ。

【佐々木委員】 対応が困難な場合のメンテナンスについては国や県が代行をする仕組みを構築というところですけども、これもどういうケースが対応困難なのかという判断をするのが誰かによっては、費用を誰が持つとか、そういうところが少し気になるかなと思っています。

また、ちょっとここに関係ないかもしれませんが。外部委託でもいいのですけれども、例えば何か難しい問題があった時に、この書き方ですと、国や県にお願いすれば何か解決していただけるっていう形だと思うのですが、実際にはメンテナンスの仕組みが動き始めると、今まで対応したことがないようなことが起きてきたり、新しい技術を開発しなければいけないとかというような場面も出てくるのではないかと思った時に、そういう時に、是非新しい技術の開発のところに、もう少し触れていただくとかですね。

あと、もう1点なのですけれども、例えば点検・診断、補修・修繕を市町村がやる、あるいは国や県がやったとしましても、サステイナブルな体制ということであるのでしたら、やはり効果の検証ですとか、そういう事後チェックといいましょうか、そういう言葉がないと、やはり。特に、ちょっと戻りますけど、包括委託の説明の図にある3ページの図とか見てみますと、発注から点検・診断、それから何をやるかっていう判断、それから補修・修繕ありまして、それから検査に至るまですべて外部委託っていう印象になりますし、そういうわけじゃないのでしょうか。さらには、この後にやっぱり長期的な効果の検証という言葉も欲しいと思っています。幾つか言いましたけども、以上でございます。

【家田委員長】 最後おっしゃった点は、先ほど滝沢先生がおっしゃったようなところも含めて、最後にもう1章、終わりになんだか今後はどうやって行っていくかということかわからないですけど、入れてもいいですね。一緒にね。

他にはいかがですか。よろしいですか。

じゃあ、ここまでのことについて、ご質問もございましたので、事務局からお答えいただきたいと思います。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 まず、国等の「等」の使い方、中身のほうは精査させていただきますと思います。

それと、業務の標準化ですが、基本的には維持管理基準ができて、そのガイドラインで標準化っていう作業がなされるはずでございますが、一方、見える化の中のデータベースの中でもデータの議論がございますので、少しそういう中でもご議論、ご提案いただければと思いますので、次回、少し何か出せるようにしたいなと思います。

それと、福岡先生からありました公物管理の意味合いのところですけど、やはり外部委託をどんどん進めると言っても、やっぱり公物管理者としてこれは譲れないというところは当然あると思いますので、その辺もう少し書き込むように、委託の中でもこういうこと

はちゃんとやるべきだ、みたいなことは書くべきだなと思いますので、そういう書き方をさせていただければと思います。

次に、下水道ではこうだということ、委員長からございましたことも、下水道と相談しながら、水平連携みたいな仕組みのことも少し書き入れたほうがいいと思いますので、下水道と相談しながら記述させていただければと思います。

新たな組織かどうかというところはあるのですが、小澤委員からもあったように、技術のストックなり事例のストックをしていくということは、どこかは必ず進めるべきだということは必要だと思いますので、そこは少し、将来的にどうするのかということはあるのですが、そこはもう少し書かせていただくような形のほうがいいのかなというふうに考えております。

それと、最後に代行の判断を誰がするのだったということですが、現行の法制度上で言うと、国が代行の判断を行うことになると思っておりますし、費用についても法律に定めがあるところの費用負担になるということかなと思っております。

それと、効果の検証、点検みたいなことについて、やるのが重要だなというのはそのとおりだと思いますので、委員長からご提案があったとおり、少し、もう1つ枠、枠というか項を立てて何かそこに書いていくというようなことにしたいなというふうに思います。以上です。

【家田委員長】 ありがとうございます。大体お答えいただいたところで、できる限りいただいたところを最終的な提言には盛り込むということになろうかと思います。

まだご発言いただいてない中で、今日は自治体のことですので、中込さんからちょっと全般的にご感想あるいはリクエスト等ありましたらお願いしたいというふうに。

【中込委員】 このように枠組みを計画して実行していただければと思うのですが、先ほど滝沢先生からも言われましたけれども、これを実際に責任主体である市町村がやるのですが、市町村だけでできないものは例えば連携をしていくのですが、今までこれやったことないのですね。

だから、市町村側に立ってみると、速やかにこれをやっていこうという、それが具体的に見えない。この文章ではガイドラインを示されて、国ですね、やっていただけるということですので、そのガイドラインをより具体的に、そしてとりあえず議論してやっていただいて、そこでスタートダッシュをして、そこからまたやっていかないと、多分市町村においては、ここで議論され、こういう方向性が出たとしても、実行していく段階でこれが目に見えてこないし、というふうに私は今考えておまして、連携協力あるいは事務の代替執行と、こういう形で今までにない形で連携をしてはどうかということで、共助でやっていこうということはわかるのですが、その具体的なものを、先ほどどのように具体的にやっていくのだということを委員長も言われましたけど、そういうようなことも具体的なことを言っていただければ、末端である市町村は見えてきて、そのまま実際に。それが無いと、どこまでできるかということを感じました。以上です。

【家田委員長】 どうもありがとうございます。ガイドラインの内容を詰めていくときには、恐らくどこかのエリアをモデル地区っていうかモデルエリアにして、ここでもし仮にやっていくとしたら、ここをこうやってああやってとか、でもこのところがこうだからどうしようかなとか、そういうトライアル・アンド・エラーみたいなことをやらないと制度設計できないから、きっとそういう作業の中で、市長さんがおっしゃるような意味での課題が抽出されたり、具体的にはここが実はネックだとか、それを乗り越えるためにはこうしたらいいのだったっていうのが出てくるのでしょうかね、きっとね。

【中込委員】 民間を入れるというような、今まではあんまりないことじゃないですか。その辺のところ。

【家田委員長】 その辺もやっぱり大事なところだと思うので、やっぱり最後のところこれからどうやって進めるかみたいなのところを充実しましょうかね。どうもありがとうございます。

それじゃあ、あと、時間が限られたところになっちゃったので、委員からのご発言はこのくらいっていうことにさせていただいて、これ以降の作業は事務局でまた進めていただくということにしたいと思います。

私が司会する部分は以上でいいのかな。以上でよかったですかね。よろしいですか。それじゃあ、司会をお返ししたいと思います。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 ありがとうございます。今後の進め方でございますが、本日の審議におきまして、地方公共団体の支援の概ね出されたのかなと思っておりますが、まだ今日は骨子なものですから、不足している点多々あると認識しておりますので、次回の小委員会におきまして、提言の報告書の案という形でお示しをさせていただけたらなと思っている次第でございます。

また、次回の小委員会の開催時には、新たな検討テーマでございます、「情報の共有化・見える化」につきましても審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、事務局からのご連絡でございますが、お手元の資料につきましては、後日お届けをするということでよろしければ事務局より郵送いたしたいと思ひます。その際には、お名前のご記入をお願いしたいと思います。なお、本日の議事録につきましては、後日、事務局より各委員への確認を行った後、ホームページに掲載をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

それでは、最後に総合政策局長よりご挨拶を申し上げます。

【瀧口総合政策局長】 総合政策局長の瀧口でございます。本日もまた遅れて遅参いたしました、誠に申し訳ございません。言い訳がましいですが、現在、政府、1つの重要な案件として、まち・ひと・しごと、地方創生がございまして、関係省庁のヒアリングがございまして、これがちょうど3時から始まっております、それを終えて参ったということでございます。

まち・ひと・しごと、非常に重要な課題でございますが、本メンテナンス戦略小委の関係で2点、特に大きな関係があるだろうと思います。本日も実は地域の基盤ということで、ランドデザインに基づくコンパクト+ネットワークという考え方を説明してまいりました。地方都市あるいは小さな拠点をコンパクトにし、またネットワークを継いでいくということでございますが、言うまでもなく現在の財政状況等を考えますと、既存のインフラを最大限活用するということが大きなポイントでございます。

そのためにはメンテナンスをしっかりとやっていくということが大前提でございまして、今後、地方創生のためにも、こういった社会インフラがきちっとメンテナンスされるということが大前提であると思っております。

もう1点。まち・ひと・しごとという言い方でございますが、実は仕事が地方にあるのかという問題がございます。そういったことから申し上げますと、特にこのメンテナンスに地方の民間の力を定期的に必要とするような形で、これに導入するということになりますと、一定の仕事が確保されるという面があるのかなと思って、そういったようなところからも、是非とも総合力を発揮しながらメンテナンスを進めるということが必要だというふうに認識をしている次第でございます。

本日は貴重なご意見を賜りました。この骨子をさらに練り上げまして、次回、提言案ということでお示し申し上げ、またご議論を賜ればと思っております。本日はどうも大変ありがとうございました。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 以上をもちまして、第14回社会資本メンテナンス戦略小委員会、第2期第5回を閉会させていただきます。本日は熱心なご議論、誠にありがとうございました。

—了—